



本年（令和7年）は建物の所在する地域によって、
報告期間が異なります。

特定行政庁別 報告期間一覧

特定行政庁名	報告始期	報告期限(※1)
兵庫県、尼崎市、伊丹市、 三田市、高砂市	令和7年6月2日	令和7年12月末日
宝塚市	令和7年7月1日	令和7年10月末日
西宮市	令和7年7月1日	令和7年11月末日
姫路市、明石市、 加古川市、川西市、芦屋市	令和7年7月1日	令和7年12月末日

※1 報告期限間際は窓口が大変混みあいます。

早めの報告をお奨めします。

※2 報告には、センターに来所する必要のない、24時間いつでも・
どこからでも報告できる「オンライン報告」をご利用ください。